

☞ スキャナ保存制度

Q : 電子帳簿保存法におけるスキャナ保存制度とはどのような内容のものなのですか？

A : 次のような内容です。

【解説】

電子帳簿保存法は、納税者の国税関係帳簿書類の保存に係る負担の軽減等を図るために、その電磁的記録等による保存等を容認しようとするものです。

スキャナ保存制度は、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類(決算関係書類を除く)について、一定の要件の下で、書面による保存に代えて、スキャン文書による保存が認められる制度です。

スキャナ保存制度の対象になる書類は、仕訳帳や総勘定元帳等の帳簿及び棚卸表、貸借対照表及び損益計算書などの決算関係書類以外の国税関係書類です。

具体的には、次のような書類が対象になります。

①タイムスタンプの付与期間が最長2か月と概ね7営業日以内のもの

契約書や領収書、預り証、借用証書、預金通帳、小切手、約束手形、有価証券受渡計算書、社債申込書、請求書、納品書、送り状、輸出証明書など

②適時にするもの

検収書や入庫報告書、貨物受領証、見積書、注文書など

ちなみに、売上傳票などの伝票類は、スキャナ保存の対象になっていません。

